

城西大学経済学会々則

- 第1条 本会は、城西大学経済学会と称する。
- 第2条 本会は、事務所を城西大学内に置く。
- 第3条 本会は、経済学およびそれに関連する学問の研究・発表を目的とする。
- 第4条 本会は、次の事業を行なう。
1. 雑誌「城西経済雑誌」の発行
 2. 研究会および講演会の開催
 3. その他必要と認める事業
- 第5条 本会は、次の者をもつて組織する。
1. 正会員 学生
 2. 特別会員 教授、助教授、講師、助手および副手
 3. 賛助会員 前号1および2以外の者
- 第6条 正会員は次の会費を納入するものとする。
1. 正会員 600円
 2. 特別会員 1,000円
- 第7条 本会に、次の機関を置く。
1. 会長 評議員のなかから互選する。
 1. 評議員 特別会員をもつて充てる。
 1. 雑誌編集・庶務および会計委員 評議員会において互選する。
- 第8条 会員には、雑誌「城西経済雑誌」を配布する。
- 第9条 本会々則の改正には評議員会の決議を経なければならない。
- 第10条 本会々則は、昭和40年4月20日より施行する。

城西経済雑誌 創刊号

昭和四十年四月二十日

発行所 城西大学経済学会
埼玉県坂戸町多和一〇七六

発行者 佐々木吉郎

編集者 武市春男

印刷所 産協印刷株式会社